

# 板野町の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、地方公共団体は毎年度、**『健全化判断比率及び資金不足比率』**を監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、**住民に対して公表することが義務づけ**られとんじゃ！
　ここに公表する『令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率』は、令和８年９月７日に板野町議会へ報告したもんなんじゃ。



## Q1　「健全化判断比率」ってなに？

「健全化判断比率」っていうんは、
**①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率**
の４つの指標からなる、**町の財政の健全度を判断する指標**のことなんじゃ。
　ほんで、この比率によって町の財政の状態が「健全段階」、「早期健全化段階」、「再生段階」の３段階に区分されるんじゃ。比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えた場合は、**『財政健全化計画』もしくは『財政再生計画』を作成**して、早急に財政の改善に取り組まなあかんのでよ！





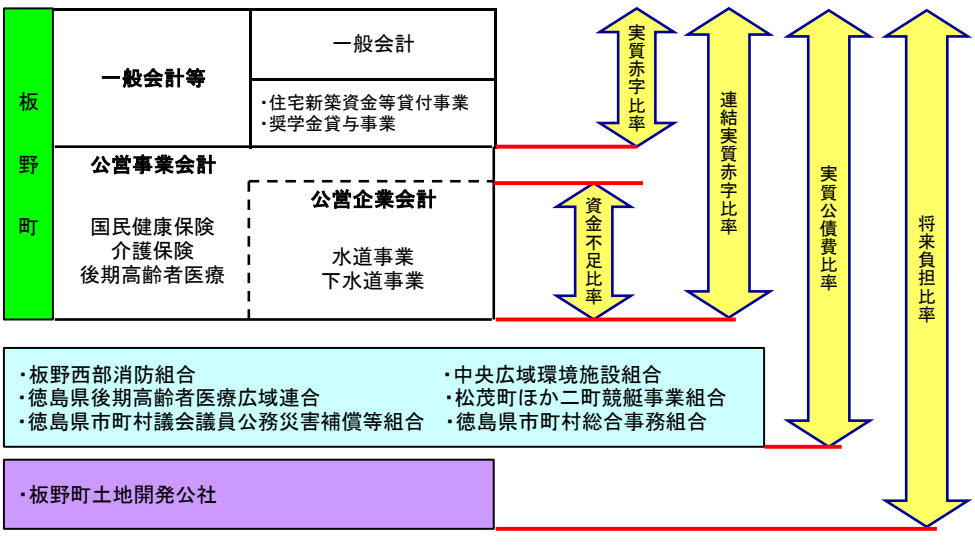
## Q2　「資金不足比率」ってなに？

「資金不足比率」っていうんは、公営企業の経営の健全度を判断する指標のことで、公営企業会計ごとに算定しよるんじゃ。
板野町では、**水道事業**と**下水道事業**が対象になっとんでよ。
この比率が経営健全化基準を超えた場合には**『経営健全化計画』を作成**して、早急な経営改善に取り組まなあかんのじゃ！





## Q3　それぞれの比率の対象会計ってなにがあるん？




　ほれは、この図のとおりなんやけど、町の会計だけでのうて、町が負担金を出したり、出資しとる団体の財政状況なども含めて、**いろんな角度から総合的に、町の財政がどんな状況なのかを判断する**ことができるんじゃ！
　ほな、板野町の財政指標について、みてみようか～！



## ◆ 板野町の健全化判断比率 ◆

（%）

| 項　　目 | 令和７年度 | 早期健全化基準（イエローカード） | 財政再生基準（レッドカード） | 令和6年度（参考） |
|---|---|---|---|---|
| ①実質赤字比率 | －（△14.62） | 15.00 | 20.00 | －（△8.04） |
| ②連結実質赤字比率 | －（△32.09） | 20.00 | 30.00 | －（△25.98） |
| ③実質公債費比率 | 5.8 | 25.0 | 35.0 | 5.6 |
| ④将来負担比率 | － | 350.0 | | － |



### Q４　「実質赤字比率」ってなんなん？

各年度の経営状況を示す指標で、「一般会計及び公営事業会計に属さない特別会計（**一般会計等**）における実質的な赤字額」がそのまちの「標準的な状況において収入が見込まれる一般財源の規模（**標準財政規模**）」に占める割合を示しとるんじゃ。

**板野町は、一般会計等が赤字ではないけん、この比率が「－」で表記されるんじゃ！**

カッコの数値は、黒字の比率を参考として表記しとんじゃ。赤字の度合いを表す指標やけん、黒字の場合はマイナス表示（△）になるんでよ！



## 詳説：実質赤字比率について

**福祉や教育、まちづくりなど、全国どの団体でも普遍的に行う事業をまとめた「一般会計等」の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの**

地方公共団体が自由に使いみちを決めることのできる地方税や地方交付税などを財源として、福祉や教育等、地方公共団体の中心的なサービスを行う一般会計等の実質的な赤字を示す比率です。

毎年4月から翌年3月までという地方公共団体の会計年度における支出（歳出）は、その年度の収入（歳入）によって賄うことが原則であり、歳出額に対し歳入額が不足して赤字が生じることは望ましくありません。

万一、赤字が発生した場合、この赤字を解消できなければ、翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年度においてこの赤字相当額の歳入確保または歳出削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくこととなります。

地方公共団体の財政運営においては、赤字が生じないようにすべきであり、もし赤字が生じた場合には、その原因を十分に明らかにする必要があるとともに、早期に解消することが重要です。

この比率が高くなるほど、赤字の解消が困難となるので、より徹底した歳入確保策や歳出削減策が必要になるとともに、赤字を解消する期間も長期にわたる可能性が高くなるなど、より深刻な事態となっているということになります。

### 板野町の対象会計及び実質収支（赤字）額

| | |
|---|---|
| **一般会計** | **6億2, 384万7千円の黒字** |
| **特別会計** | **71万4千円の黒字** |
| ・住宅新築資金等貸付事業特別会計 | 71万4千円の黒字 |
| ・奨学金貸与事業特別会計 | ±0 |
| **一 般 会 計 等** | **6億2, 456万1千円の黒字** |

**赤字決算なし!!**



## Q５　「連結実質赤字比率」って　なんなん？

各年度の経営状況を示す指標で、「公営企業などを含めた地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額(または資金不足額)」が「標準財政規模」に占める比率を表しとんじゃ。
板野町は赤字ではないけん、この比率が「－」で表記されて、「実質赤字比率」と同様に黒字の比率を参考としてカッコ書きにしてあるんでよ！



## 詳説：連結実質赤字比率について

**町が行う全ての会計の赤字や黒字を合算(連結)し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化することで、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示すもの**

地方公共団体の会計は、前述の一般会計等のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれています。

しかし、会計が分かれているとはいえ、地方公共団体としての法人(町)はひとつであるため、全体の状況を把握することは重要であり、一般会計等が黒字でも他の会計に赤字が多くあれば、その団体として見たときの財政状況は、よいとはいえません。

例えば、料金収入を主な財源として独立採算で事業を行っている病院や水道などの公営企業の赤字額は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、それらで解消できない場合には地方公共団体としてその赤字解消に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を及ぼすこととなります。

そこで、一般の会社などで、子会社の業績も含めてグループ全体としての業績を示す「連結決算」の考え方を基に、それぞれの会計の赤字と黒字とを合算(連結)して、その団体としてトータルの赤字額の程度を把握するため、標準財政規模と比較して指標化したものが「連結実質赤字比率」です。
連結実質赤字比率がある場合にはその比率をプラスで表示、ゼロまたは黒字となる場合には連結実質赤字比率なし(－)となります。

この指標が一定以上の団体は、赤字が多額となっている会計が存在し、その会計の問題が、その団体全体の財政運営からみても大きな問題となっていることを示しています。

この連結での赤字は、本来生ずるべきものではなく、もし赤字が生じた場合には、その原因を十分に明らかにするとともに、早期の解消が必要となります。

また、実質赤字比率同様、この比率が高くなるほど、より徹底した歳入確保策や歳出削減策が必要になるとともに、赤字を解消する期間も長期にわたる可能性が高くなります。

### 板野町の対象会計及び実質収支(赤字)・資金剰余(不足)額

| | |
|---|---|
| **一般会計等** | **6億2,456万1千円の黒字** |
| **公営事業会計** | **7億4,556万9千円の黒字** |
| **特別会計** | **1億4,114万3千円の黒字** |
| ・国民健康保険事業特別会計 | 6,317万6千円の黒字 |
| ・介護保険(保険事業)特別会計 | 6,900万2千円の黒字 |
| ・後期高齢者医療事業特別会計 | 331万2千円の黒字 |
| ・介護保険(サービス事業)特別会計 | 565万3千円の黒字 |
| **企業会計** | **6億442万6千円の黒字** |
| ・水道事業会計(資金剰余) | 5億6,960万2千円の黒字 |
| ・下水道事業会計(資金剰余) | 3,482万4千円の黒字 |
| **板 野 町 全 体** | **13億7,013万円の黒字** |

**連結すると約１４億円の黒字!!**



## Q6　「実質公債費比率」って　なんなん？

一般会計等が発行した地方債の償還金、公営企業や関係団体の発行した地方債の償還に使うことを目的とした繰出金や負担金など「町や関係団体の借入金の返済に要した経費」が「標準財政規模」に占める比率を、過去３ヶ年の平均値で表しとんじゃ！
板野町の令和７年度数値は「5.8％」と、前年度より0.2ポイント増加したんでよ。



## 詳説：実質公債費比率について

**借入金の一年間の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもの**

地方公共団体が道路や学校といった社会資本（施設等）を整備する際などに、長期（複数年度にわたるもの）の資金の借入を行う場合があります。この借入金を「地方債」といい、その元金と利息の返済に要する経費を「公債費」といいます。

一般会計の公債費は当然、一般会計の義務的な負担となりますが、公営事業等、他の会計の公債費に対して一般会計から資金援助（繰出金）する経費もあり、また、ごみ処理や消防といった特定の事務を市町村の枠を超え広域的に実施している「一部事務組合」が行った社会資本整備によって生じた公債費に対する負担金なども一般会計の義務的な負担（公債費に準ずる経費＝「準元利償還金」）となります。

このような公債費に準ずる経費（準元利償還金）も公債費に加算し、その団体の実質的な公債費を算出の上、標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です（＊3ヶ年平均）。

これら公債費や準元利償還金は、削減したり、先送りしたりすることのできないものであり、また、地方債の償還は通常、数年から数十年に及ぶことから、一度増大すると今後、何年にもわたり同程度の額を支払っていかなければならないため、短期間で削減することは非常に困難となります。

このため、この比率が高くなるほど財政の弾力性、つまり他の経費に財源を充当することのできる柔軟性が低下し、他の経費を削減しなければ赤字団体に転落する可能性が高まるなど、一般会計の資金繰りの危険度を示す指標といえます。

### 板野町の実質公債費比率算定費目

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\{(A+B)-(C+D)\}}{(E-D)}$$

Ａ　：　地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）
Ｂ　：　地方債の元利償還金に準ずるもの
　ア　…　公営企業の公債費に対する一般会計からの繰入金
　イ　…　一部事務組合等の公債費に対する補助金又は負担金
　ウ　…　公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
Ｃ　：　元利償還金等に充てられる特定財源
Ｄ　：　普通交付税の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
Ｅ　：　標準財政規模
　エ　…　標準税収入額等
　オ　…　普通交付税額
　カ　…　臨時財政対策債発行可能額

（単位：千円）

**分子**

| | A | B | | | C | D | 計 (A+B)−(C+D) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ア | イ | ウ | | | |
| R4年度 | 418,263 | 147,442 | 269 | 0 | 11,009 | 369,360 | 185,605 |
| R5年度 | 437,278 | 137,035 | 269 | 0 | 5,825 | 344,569 | 224,188 |
| R6年度 | 434,991 | 138,781 | 269 | 0 | 15,477 | 338,420 | 220,144 |
| R7年度 | 433,550 | 144,292 | 269 | 0 | 25,583 | 329,447 | 223,081 |

**分母**

| | E | | | D | 計 (E−D) |
|---|---|---|---|---|---|
| | エ | オ | カ | | |
| R4年度 | 2,001,332 | 1,950,756 | 62,501 | 369,360 | 3,645,229 |
| R5年度 | 2,068,554 | 1,967,427 | 28,092 | 344,569 | 3,719,504 |
| R6年度 | 2,195,466 | 1,945,213 | 12,706 | 338,420 | 3,814,965 |
| R7年度 | 2,168,156 | 2,101,248 | 0 | 329,447 | 3,939,957 |

＝

（%）

| | 比率 |
|---|---|
| R4年度 | 5.0 |
| R5年度 | 6.0 |
| R6年度 | 5.7 |
| R7年度 | 5.6 |
| R5～R7 平均 | 5.8 |

（参考）R4～R6年度

| | |
|---|---|
| 平均 | 5.6 |



この計算式で、どんなことを計算しとん？



結局のところ、**一年間で借金返済に使うたお金が、通常まちに入ってくる一般財源の規模のうち、いったいどれだけ占めとるか**を表しとんじゃ。
計算式の中身を簡単に言うたら、次のとおりなんでよ。

■ **分子**

**【A＋B】…元利償還金と準元利償還金の合計額（一年間の借金返済総額）**

**【C＋D】…元利償還に充てられた「特定財源」と「交付税措置された地方債」の合計額**

- **特定財源**　…　起債した事業により得られる収入を地方債償還に充てる財源としたもの
- **交付税措置された地方債**　…
  地方債償還額の中には、後年度に交付税として国から補填されるものがあり、そのうちの一年間の交付税補填額

**【(A＋B)－(C＋D)】…実質的な元利償還金**

- 元利償還金と準元利償還金の合計額から、特定財源と交付税措置された地方債の合計額を控除することにより、**一般財源による実質的な元利償還金**を算出

■ **分母**

**【E－D】…実質的な一般財源**

- 標準財政規模から交付税措置された地方債を控除することで、純粋な一般財源を算出

板野町の実質公債費比率は、**前年度より0.2ポイントの増加**となったんよ。
この増加の要因を調べるためには、重複した年度を除いた令和７年度と令和４年度の数値について比較する必要があるんじゃ。
それを検証した結果、

**分子において、町民センター耐震改修事業などに係る緊急防災・減災事業債償還開始により一般会計等における地方債の元利償還金の額が増加し、控除される基準財政需要額に算入された臨時財政対策償還費が減少したこと**が主な要因として挙げられるわなぁ。





## Q7　「将来負担比率」ってなんなん？

今までに発行した地方債の未償還残高や、職員が退職した場合の退職金ていうんは、今後(将来)、必ず支払わなあかんだろ？
このような「一般会計が将来に負担しなければならない金額」から「充当可能な基金積立残高」及び「今後の特定財源充当見込額」を差し引いた**「一般財源による将来負担額」が「標準財政規模」に占める比率**を表しとって、中・長期的な財政状況を示す指標になっとんじゃ。
**板野町の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っとるけん、実質的な将来負担額がない、っていう結果となったんで「－」で表記されとんじゃ！**



## 詳説：将来負担比率について

**地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）残高や将来支払うことになる可能性のある負担等の現時点での見込額の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの**

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、長期の借入金である地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等により将来支払うことを約束しているもの（「債務負担行為」という）や、公営企業等の他会計及び一部事務組合が行った事業による地方債残高のうち一般会計で負担すべき部分などがあります。

また、地方公共団体が将来使用することを予定している土地の先行取得などを行う土地開発公社の負債や、その団体が出資している第三セクターの負債のうち、その団体が債権者に対してその損失の補償を約束しているもの（「損失補償契約」という）についても、その三セクの経営状況によっては、将来、一般会計が負担しなければならない場合も想定されます。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来の負担額を標準財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。**将来の負担額を算出するにあたっては、将来その負担の財源として充当することのできる基金の額などを除くこととしています。**

この比率が高いからといって、必ずしも今直ちに財政運営の妨げになるとは限りませんが、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければならないため、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生ずる可能性は高いといえます。

### 板野町の将来負担比率算定費目

$$\text{将来負担比率} = \frac{\{A-(B+C+D)\}}{(E-F)}$$

Ａ　：　将来負担額
　ア　…　一般会計等の地方債残高
　イ　…　債務負担行為に基づく支出予定額
　ウ　…　公営企業債残高に充てる一般会計等の負担見込額
　エ　…　加入している一部事務組合等の地方債残高に充てる負担見込額
　オ　…　退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
　カ　…　町が設立した法人の債務を補償している場合の一般会計等の負担見込額
　キ　…　連結実質赤字額
　ク　…　一部事務組合等の連結実質赤字相当額に対する一般会計等の負担見込額
Ｂ　：　充当可能な基金積立額
Ｃ　：　特定財源見込額
Ｄ　：　地方債現在高などに係る基準財政需要額算入見込額
Ｅ　：　標準財政規模
Ｆ　：　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額

（単位：千円）

**分子**

| | A |
|---|---|
| ア | 4,559,959 |
| イ | 0 |
| ウ | 1,637,773 |
| エ | 6,408 |
| オ | 343,501 |
| カ | 0 |
| キ | 0 |
| ク | 0 |
| 計 | 6,547,641 |

−

| B | C | D |
|---|---|---|
| 3,888,426 | 39,740 | 3,654,123 |
| 計 | | 7,582,289 |

＝

| A−(B+C+D) |
|---|
| −1,034,648 |

**分母**

| E |
|---|
| 4,269,404 |

−

| F |
|---|
| 329,447 |

＝

| E − F |
|---|
| 3,939,957 |

（%）

＝

| 比率 |
|---|
| −26.2 |

**★各項目の補足説明★**

- **イ　…　リース資産は対象外（地方債償還や転貸債とは性質が異なるため）**
- **ウ　…　公営企業債の公債費に対する準元利償還金（一般会計負担分）の割合を、公営企業債残高に乗じて求めた額（準元利償還金の割合は３ヶ年平均）**
  - 水道事業債残高　　8億2,778万円：準元利償還金割合　0.0％
  - 下水道事業債残高　18億4,850万３千円：準元利償還金割合　88.6％
- **エ　…　一部事務組合等の公債費に対する準元利償還金（一般会計負担分）の割合を、一部事務組合等地方債残高に乗じて求めた額**
- **オ　…　町職員が退職した際に支払われる退職金は、将来の負担として現に存在する。特別職を含む一般会計等の職員が一斉に退職した場合、「退職金の支払に必要な費用」から退職金の支払事務等を行う一部事務組合への積立金を控除した額が、退職手当支給予定額に係る将来負担額となる。**
  - 一般会計等職員数（特別職・会計年度任用職員（フルタイム）を含む）　170人
  - 退職手当支給予定額　8億2,054万４千円
  - 退職手当組合(徳島県市町村総合事務組合)積立金　4億7,704万３千円
- **カ　…　該当法人は「板野町土地開発公社」**
  - 現在、市中銀行などの外部団体からの借入れがないため、当該法人に係る将来負担額はゼロである。町からの借入金(2億63百万円)は同一団体内での貸し借りであるため相殺される。
- **キ　…　連結実質赤字はゼロ**
- **ク　…　組合等の連結実質赤字はゼロであったため、一般会計等の負担見込額もなし**

板野町の将来負担比率は、**今年度も「比率なし(ー)」**になったんじゃ！

ほの要因は、地方債の新規発行額が元金償還額を下回ったことにより、地方債の残高が約１億５千万円減少したことなどから将来負担額が約２億３千万円減少したことで、今年度も充当可能財源等が将来負担額を上回ったためなんじゃ。





ほれって、結局どういうことなん？

ほれはな、現時点でこれから支払わなければならないことが決まっている「将来負担額」のうち、その支払いに充てることのできるお金（基金の積立現在高、将来収入される見込みの財源）を差し引くことで、将来の支払いのために「これから調達しなければならない一般財源額」が算出されるんじゃ。

この「これから調達しなければならない一般財源額」が標準財政規模に占める割合を求めたものが**『将来負担比率』**なんよ。



板野町では、将来負担額から充当可能な財源等を差し引いた結果、数値がマイナスになったんじゃ。これは、将来の支払いのために今後調達する必要のあるお金が「現時点では無い」、言い換えたら**「充当可能な財源に余裕がある」状態**であるっていうことを示しとんでよ。

今後も、この状況を継続していけるよう、堅実な財政運営に努めなあかんなぁ！



ほな、板野町の財政の健全度って
どんなん？

今みてきたとおり、４つの指標のうち３つが**「比率なし(ー)」**になっとって、残る１つの実質公債費比率も早期健全化基準を大きく下回っとるけん、現時点では、板野町の財政の状況は「おおむね健全な状態」といえると思うんじゃ。



ほなけど、町内の公共施設は老朽化が進んできとるけん今後、修繕費がさらに増えてくるだろうし、板野町・石井町・神山町の３町で進めている広域斎場建設の時にも多額の借金が予想されるし、これらの借金により板野町の将来負担額が大幅に増えることが心配やけん決して楽観できる状況とはいえんのよなぁ。

これからは、今まで以上に起債事業をしっかりと見極めて選択するとともに、下水道事業などの事業会計の状況についても把握しておくことが必要やなぁ！

## ◆ 板野町の資金不足比率 ◆

（%）

| 地方公営企業 | 令和７年度 | 経営健全化基準 | 令和6年度（参考） |
|---|---|---|---|
| 水道事業 | ー | 20.0 | ー |
| 下水道事業 | ー | | ー |



Q8　「資金不足比率」の状況はどんなん？

一般会計等の実質赤字にあたる「公営企業ごとの資金の不足額」について、「事業の規模(料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額)」に対する比率を表したもんなんじゃ。

**板野町は水道事業、下水道事業ともに資金の不足額がないため、この比率は「ー」で表記されとんでよ！**



## 詳説：資金不足比率について

**公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもの**

地方公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入に対する資金不足（手持ちの現金の不足額）の規模で表したものが「資金不足比率」です。

資金不足がある場合にはプラスで表示され、資金不足がゼロまたは資金剰余がある場合には、資金不足なし（ー）となります。

**この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消することが難しくなるので、公営企業として経営に問題があるということになります。**

＊　算定にあたっては、将来の料金収入で解消されることが見込まれる資金不足については差し引くこととしています。例えば、一般に施設の耐用年数は、施設を整備する際に借入れした地方債の償還期間より長く、減価償却額との差額が生じるため、当初は資金不足であっても、地方債の償還が終わった後には解消される場合などがこれに該当します。

**板野町の対象企業会計及び資金剰余（不足）額**

| | |
|---|---|
| 水道事業会計 | 5億6，960万2千円の資金剰余 |
| 下水道事業会計 | 3，482万4千円の資金剰余 |
| 企業会計　計 | 6億442万6千円の資金剰余 |

**資金不足なし!!**

水道事業、下水道事業ともに資金剰余を計上し、両事業とも「資金不足比率なし」で健全な企業経営ができている、といえるわなぁ。

ほうはいうても、課題がないわけではないんじゃ。

水道事業は、使用料の収納率向上と滞納料金の早期回収に努めること。

下水道事業は、低迷しとる接続率の向上と独立採算に向けた取り組みを図ることで、町財政（一般会計）に多大な影響を及ぼすことのないよう、更なる健全経営に努めることが求められとんじゃ！



## ●指標の基準と対応●

わたしたちが医療機関などで受ける健康診断では、それぞれの検査項目の数値によって「異常なし」「要指導」「要治療」などの結果が示されますが、健全化判断比率及び資金不足比率についても、一定の水準を超えると「要指導」「要治療」というような財政状況等の深刻度を判定する基準が定められています。

**「要指導」に相当するのが「早期健全化基準」及び「経営健全化基準」であり、「要治療」に相当するのが「財政再生基準」です。**



### Q９　「早期健全化基準」以上になったらどうなるん？

**財政状況がかなり悪化しとるけんど、各団体の自助努力によって、まだ何とか財政の健全化が図られるだろう、**っちゅう段階じゃ！

先に説明した「健全化判断比率」の４つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）の、いずれか一つでも「早期健全化基準」以上となったら、**『財政健全化団体』**になってしまうんじゃ。
そうなったら、その団体は**議会の議決を経て「財政健全化計画」を策定し、財政の早期健全化に取り組まなあかん**のじゃ！



**財政健全化団体は、一般単独事業に係る地方債の発行ができなく**なるんよ。
ほんで、財政健全化計画の実施状況を毎年度、議会に報告して、公表せなんだらあかんのじゃ。



### Q１０　「財政再生基準」以上になったらどうなるん？

**この水準を超えたら財政状況はかなりの重態で、直ちに外科的手術が必要な状態**で、執刀医は国・県じゃ！つまり、国及び県の強力な関与の下で確実な財政の再生を実行する、っちゅう段階にまでなっとることを表しとんじゃ！

先に説明した「健全化判断比率」のうち３つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）の、いずれか一つでも「財政再生基準」以上となったら、**『財政再生団体』**となって、その団体は**議会の議決を経て「財政再生計画」を策定し、財政の再生に取り組まなあかん**のじゃ！
（※将来負担比率については、直ちに財政運営の妨げになるとは限らないため、その判断基準が『早期健全化基準』のみとなっている。）



**財政再生団体は、災害復旧事業等以外のほとんどの事業に係る地方債の発行ができなく**なるんよ。
ほんで、財政再生計画の実施状況を毎年度、議会に報告して、公表せなんだらあかんのじゃ。



## Q１１　「経営健全化基準」以上に なったらどうなるん？

**その公営企業の経営状況がかなり悪化しとることを示しとんよ。**

各地方公営企業の資金不足比率が「経営健全化基準」以上となったら、その公営企業は**議会の議決を経て「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組**まなあかんのじゃ！

また、経営健全化計画では、資金不足比率を経営健全化基準未満にすることが求められるんでよ。





## Q１２　「早期健全化基準」未満 だったら、そのまちはいけるん？

**そこなんよ！**

ここで注意せなあかんのが、
**「指標が基準を下回っとるけん大丈夫、健全である、ということではない！」ということなんよ。**

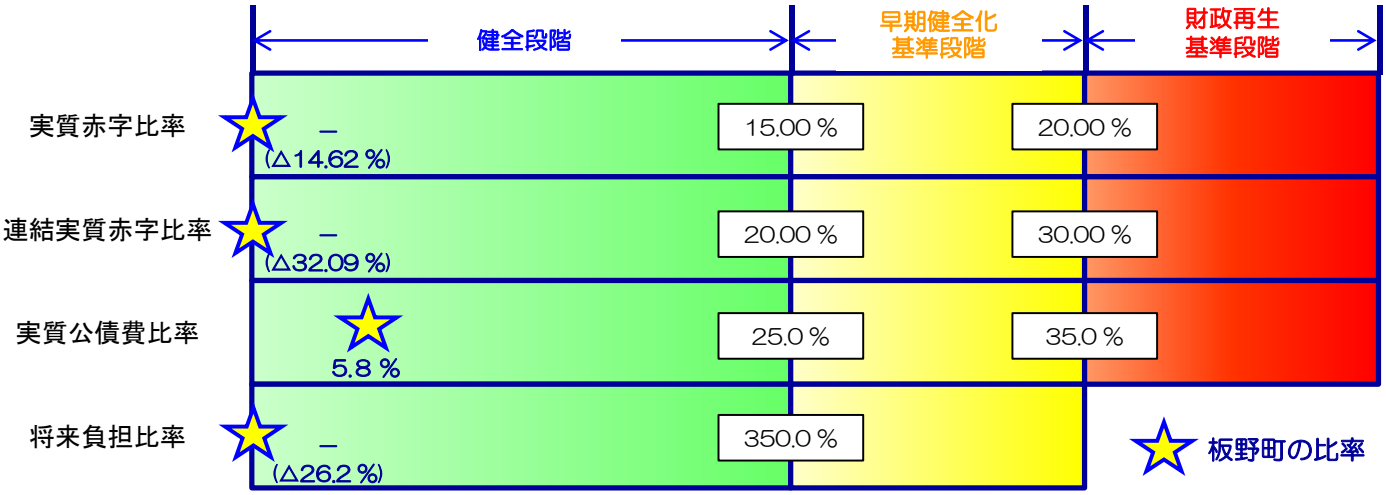
**実質赤字比率や連結実質赤字比率がたとえ早期健全化基準未満であっても、赤字がある場合はやはり早期に解消すべきじゃよなぁ！**

また、**実質公債費比率**が早期健全化基準未満であっても、その**比率が18%以上ある場合は、地方債の発行に県知事の「許可」が必要**となることに留意せなんだらあかんのじゃ。

ほなけん、指標が早期健全化基準以上になってのうても、できる限り指標の要因分析をやって、その財政状況と原因を明確にし、それぞれの団体が自ら目標を設定した上で、健全化の努力を続けることが重要なんじゃ！



## ◆ 板野町の健全化判断比率（グラフ） ◆



# 監査委員による審査意見（抜粋）

## 令和７年度決算に係る板野町健全化判断比率審査意見書

### 総括意見

令和７年度決算に基づく健全化判断比率については、いずれの指標も法令が定める早期健全化基準を下回っており、財政の健全性が保たれていると認められる。

実質公債費比率については、前年度から０．２ポイント悪化し３年連続の増加となった。その主な要因としては、実質公債費比率は３カ年の平均であることから、重複した年度を除いた令和７年度と令和４年度を比較すると、分子において、一般会計等における地方債の元利償還金の額が約１，５２９万円増加し、控除される基準財政需要額に算入された臨時財政対策償還費が約３，４９５万円減少したことにより、分子として計上される総額が増加したことが挙げられる。

一般会計等における地方債の元利償還金の額が増加した要因は、町民センター耐震改修事業などに係る緊急防災・減災事業債の償還が令和７年度から開始したためである。また、基準財政需要額に算入される臨時財政対策償還費の額が減少した要因は、算定対象期間における臨時財政対策債の発行可能額総額が減少したためである。

このことから、地方債については、今後の元利償還金の額を注視しつつ、起債事業の実施にあたっては、後年度交付税措置のある有利な地方債発行に努め、将来の世代に過大な負担を残さぬよう、財政状況を十分に勘案し検討を行うなど慎重な対応をお願いしたい。

将来負担比率については、地方債の新規発行額が元金償還額を下回ったことにより、地方債の残高が約１億４，８１０万円減少したことなどから将来負担額が約２億２，９０１万円減少したことで、充当可能財源等の額が将来負担額を上回り、今年度もマイナス表示を維持することができたことは評価することができる。

しかしながら、令和７年度から令和９年度にかけて実施している板野町・石井町・神山町の３町で整備する広域斎場の建設においては、交付税措置の見込めない多額の起債が予想されていることから、これらの起債により板野町の将来負担額が大幅に増加することが懸念されるところである。

今後においても、歳入状況の変化や町民需要及び大型事業等による財政需要の動向などを的確に把握され、より一層、着実な財政運営を推進するとともに、他町の健全化判断比率との比較等も踏まえた多角的な分析を行い、さらなる財政の健全化に努められたい。

また、健全化判断比率については、法に基づき毎年度公表を義務づけられているが、公表にあたっては、財政健全化法の趣旨及び健全化判断比率の意義や当該比率による財政状況の評価等が町民に十分理解され、町民が町の財政運営の適否を判断できる財政情報となるよう、より一層わかりやすい広報に努められたい。

# 監査委員による審査意見（抜粋）

令和７年度板野町公営企業会計決算に係る
資金不足比率審査意見書

総括意見

いずれの事業も、当該比率に問題はないが、水道事業においては、使用料の収納率の改善及び滞納使用料の早期回収を、また、下水道事業においては、４０．０％となっている接続率の向上について、なお一層の取組みをお願いしたい。公営企業は、その事業に必要な費用を自身の料金収入によって賄うべきものであり（独立採算の原則）、当該事業の赤字又は借入れの増大により町財政へ大きな影響を及ぼさないような経営を行う必要がある。特に下水道事業については、令和５年度より公営企業会計に移行したことにより、今後、独立採算に向けた取り組みをお願いしたい。また、令和４年度に事業計画の変更を行い、計画面積約１６３ｈａを令和１０年度までに整備するにあたり、多額の資金が必要となり、借入の増加も予想されることから、今後の事業の進め方について、随時コスト低減を図り、中長期的な視点から安定経営に努められたい。